

◇新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第43号）

1 不均一課税の適用要件の改正

山村振興法の改正に伴い、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の適用要件を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第46号）

1 基準省令の改正に伴う規定の整備

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（新潟県条例第47号）

1 県営住宅の廃止

(1) 新潟市に所在する県営住宅のうち、県営藤見町住宅、県営石山第一住宅、県営石山第二住宅、県営汐見台住宅、県営小針住宅、県営小針ヶ丘住宅及び県営小針西住宅を新潟市に移管することに伴い、廃止することとしました。（別表関係）

(2) 老朽化した県営稲葉住宅（長岡市）を廃止することとしました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。